申請に係る様式第二の(1)から(3)までに記載した電気通信設備が、電気通信基盤充実臨時措置法第5条第3項に規定する認定計画に従って取得等したものであり、租税特別措置法施行令第28条の8第2項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証明します。

第　　号
年　　月　　日

（総務大臣記名押印）

短　　辺　（日本工業規格A列4版）

別表第一（認定計画に従って取得等をした電気通信設備であることを示す添付書類）

確認事項	添付書類
様式第二の(1)から(3)までに記載した電気通信設備が、法第五条第三項に規定する認定計画に従って取得等したものであること。	1　法第四条第三項又は第五条第二項に基づく認定を受けたことを証する書面の写し 2　法第五条第三項に規定する認定計画の写し

別表第二（要件を満たす電気通信設備であることを示す添付書類）

区分	添付書類
一　サーバー用の電子計算機	1　当該設備の仕様を示す書類 2　東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業の用に供するものであることが確認できる書類 3　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
二　非常用電源装置	1　当該設備の仕様を示す書類 2　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
三　ルーター又はスイッチ	1　当該設備の仕様を示す書類 2　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類
四　特定情報通信業の用に供する一の生産等設備（一から三までに記載した設備を除く。）	1　当該設備の仕様を示す書類 2　様式第二の表に記載されている事項を確認できる書類

○総務省告示第二百四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の八第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を次のように指定する。

平成二十五年四月三十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産は、次の各号に掲げる電気通信設備とする。ただし、第二号に掲げるものにあっては第一号に掲げる電気通信設備の記憶装置にあらかじめ書き込まれたものに限り、第三号及び第四号に掲げるものにあっては第一号に掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。

一　サーバー用の電子計算機（これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は附属の電源装置を含む。）

二　サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウエア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。この号において同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウエアをいう。）

三　非常用電源装置（非常用発電機又は無停電電源装置から構成され、通常受けている電力の供給が停止した場合において当該非常用発電機又は当該無停電電源装置が設置された施設に電力を供給する装置をいい、第一号に掲げるサーバー用の電子計算機に電力を供給するものに限る。）

四　ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。）

○総務省告示第二百五号

平成二十三年総務省告示第四百二号（電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第一項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件）は、廃止する。

平成二十五年四月三十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

○法務省告示第百六十五号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月三十日

法務大臣　谷垣　禎一

第一中「又は同二十一年度」を「、平成二十一年度又は平成二十二年度」に改め、「平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」の下に「又は平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」を、「（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）」の下に「若しくは平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）」を、「（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）」の下に「若しくは平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）」を加える。

第二の一を次のように改める。

一　特例インドネシア人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者をいう。

第二の一の次に次のように加える。

一の二　平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十三年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

一の三　平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十一年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十四年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

一の四　平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十二年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十五年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の二を次のように改める。

二　特例インドネシア人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。